

# 離島割引運賃 フェリー片道も対象に!

平成30年4月1日乗船分から、久米島↔那覇のフェリー片道運賃についても、離島住民割引運賃対象になりました。割引分の還付がありますので、あじま～館内「商工観光課」で還付申請の手続きを行ってください。

## ■還付手続き手順

1. フェリー乗船券を購入(久米商船の窓口)  
※必ず専用の領収書を発行してもらってください。  
後日、再発行はできないそうです。
2. フェリーへ乗船
3. 還付手続き  
※あじま～館内「商工観光課」で必要書類を提出してください。
4. 指定口座へ還付金が振り込まれます。

【船(フェリー)片道運賃(久米島-那覇)還付金額表】

運賃種別	片道運賃	還付金額
大人	3,390円	770円
小人	1,700円	615円

## ■還付金の申請方法

【手続きに必要なもの】

- ・フェリー運賃の領収書(原本)
  - ・離島住民カード(※1)
  - ・印かん
  - ・還付金を振り込む口座の通帳写し
- ◇還付専用領収書は再発行できませんので紛失しないよう、十分ご注意ください。

【受付場所】商工観光課(あじま～館)

【受付時間】8:30～17:15

## ■お問い合わせ

船片道運賃の還付に関すること  
商工観光課 ☎851-9162



# 国民健康保険税の減免申請について

次のような事情で生活が著しく困難になり、保険税を納めることができないときは、申請により国民健康保険税の減免を受けられることがあります。滞納になる前にお早めにご相談ください。

※条件に該当していても審査により減免できない場合があります。

事由	必要書類
震災、風災害、火災その他これらに類する災害により、家屋又は家財に重大な損害を受けたとき	り災証明書、印鑑
災害のため、農作物による収入が著しく減少したとき	収入減少が証明できる書類、印鑑
事業もしくは業務の休廃等により所得が著しく減少したとき	休業・廃業届の写し、雇用保険受給資格者証明書等収入と必要経費の確認できる書類、印鑑
長期の疾病又は負傷により所得が著しく減少したとき	医師の診断書、又は入院を証明できるもの等、印鑑
65歳以上のみの世帯で著しく収入が減少したとき	収入減少が証明できる書類、印鑑
他の者を扶養している者で著しく収入が減少したとき	収入減少が証明できる書類、印鑑
債務返済等のため居住用財産(住んでいた家)を譲渡したとき	売買の証明できるもの、返済を証明できるもの、印鑑
刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき	在監証明等の拘禁されていることを確認できる書類

お問い合わせ 役場 福祉課 保険・年金班 ☎985-7124